

平成27年度福島支部事業計画(案)

平成 27 年度 協会けんぽ福島支部事業計画 素案 (前年度対照表)

下線表示部分は変更点

項目	新 (平成 27 年度)	現 (平成 26 年度)
<p>1 . 保 険 運 営 の 企 画</p>	<p>(1)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 <u>「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」について更なる充実、強化を図るとともに、福島支部データヘルス計画を確実に実施する。</u> <u>【協会けんぽのデータヘルス計画の柱(全国共通)】</u> <u>特定健診・特定保健指導の推進</u> <u>事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取り組み</u> <u>重症化予防対策</u> <u>【福島支部の上位目標】</u> <u>高血圧リスク保有者、未治療者の減少を図る。</u> <u>健診受診率、特定保健指導利用率の向上</u> <u>血圧高値者、高血圧者、重症高血圧者割合の悪化抑制</u></p> <p>(2) 関係機関との連携や協働事業の実施 <u>地方自治体等との協働施策立案・実施</u> <u>関係機関との連携及び協働事業</u></p>	<p>(1)保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 「保険者機能強化アクションプラン(第2期)」の具体化に向けた取組みの充実・強化を図る 医療に関する情報の収集と分析 ・地域の医療費や健診データの収集・分析・事業企画への反映 ・調査研究の推進 ・支部の実情に応じた「データヘルス計画(仮称)」の作成 主要政党県連、県内選出国會議員、都道府県など関係方面への積極的な発信【医療費適正化対策】 ・主要政党県連、県内選出国會議員への積極的な働きかけ ・各種協議会等への参加及び積極的な意見発信 関係機関との連携や協働事業の実施 ・地方自治体等との協働施策立案・実施 加入者との距離を縮める取組み ・事業所訪問による事業主等との連携強化 ジェネリック医薬品の更なる使用促進【医療費適正化対策】 ・加入者への啓発・広報 ・関係機関との連携強化及び協働事業実施</p> <p>(2)健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大 健康保険委員の活動強化 ・健康保険委員活動の充実を図る ・健康保険委員表彰の実施 健康保険委員の委嘱者数拡大 ・未選任事業所への勧奨</p>

<p>1 . 保 険 運 営 の 企 画</p>	<p>(3)医療に関する情報の収集と分析 <u>地域</u>の医療費や健診データの収集・分析・事業企画への反映 <u>福島県立医科大学との連携</u> <u>郡山市との連携</u></p> <p>(4)主要政党県連、県内選出国會議員、都道府県など関係方面への積極的な発信 ・主要政党県連、県内選出国會議員、<u>都道府県などへの積極的な意見発信</u></p> <p>(5)加入者との距離を縮める取組み <u>加入者アンケートによる加入者の声の把握と、集計結果の活用</u> <u>「健康宣言事業所」への理解と協力の促進</u> <u>支部で実施する広報の充実</u></p> <p>(6)ジェネリック医薬品の更なる使用促進 <u>福島県薬剤師会と連携した事業展開</u> <u>関係機関との連携強化及び協働事業実施</u> <u>加入者への啓発・広報</u></p> <p>(7)地域医療への関与 ・最大被用者保険者としての意見発信</p>	<p>(3)広報の推進 効果的な広報の強化 ・分かりやすい情報を、迅速・幅広く広報 ・発信力の強化 適正受診の啓発・勸奨 【医療費適正化対策】 ・医療費適正化の周知・広報・推進（適正受診・健診勸奨・ジェネリック医薬品使用促進等） 伊達市と連携した健康保険事業の推進については、平成 26 年度も継続して取り組む</p>
----------------------------------	--	---

<p>1 . 保 険 運 営 の 企 画</p>	<p><u>(8)健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大</u> <u>健康保険委員参加による各種事業の推進</u> <u>委嘱数拡大のための取組みの強化</u></p> <p><u>(9)広報の推進</u> <u>タイムリーな事業広報の実施</u> <u>適正受診の啓発・勧奨</u></p>	
<p>2 . 健 康 保 険 給 付 等</p>	<p>(1)サービス向上のための取組み 加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に活用 サービススタンダードの達成と適切な管理 事務処理の適正化・効率化 任継保険料の口座振替・前納納付の推進 申請の郵送化を促進 事故防止 職員の能力・接遇レベルの向上</p> <p><u>(2)窓口サービスの展開</u> ・支部の実情に合わせた効率且つ効果的なサービスを提供</p> <p><u>(3)被扶養者資格の再確認</u> ・被扶養者状況リストの配布・回収・確認作業を確実に実施</p> <p><u>(4) 現金給付の審査強化</u> <u>柔道整復施術療養費の照会業務の強化</u> <u>傷病手当金・出産手当金の審査の強化</u> <u>海外療養費の審査の強化</u></p>	<p>(1)サービス向上のための取組み 加入者等のご意見・苦情等に迅速に対応し、サービスの改善に活用していく。 サービススタンダードの達成と適切な管理に努める。 事務処理の適正化・効率化 任継保険料の口座振替の推進 申請の郵送化を促進する。 事故防止 職員の能力・接遇レベルの向上</p> <p>(2)高額療養費制度の周知 ・限度額適用認定証並びに高額療養費の制度説明に努める。</p> <p>(3)窓口サービスの展開 ・支部の実情に合わせた効率且つ効果的なサービスを提供する。</p> <p>(4)被扶養者資格の再確認 ・本部の指示のもとの確な確認を行う。</p>

2 .

健康保険
給付等

(5)債権の発生抑制及び早期回収

資格喪失者等の被保険者証回収の強化

催告状、電話、個別訪問に加え、顧問弁護士による催告、内容証明郵便、法的手続き等の積極的な実施による債権回収の強化

第三者行為による損害賠償金については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、完全回収に努める。

(6)わかりやすい広報の実施

事業所説明会等の機に、わかりやすい広報、制度の周知に努める。

時機に応じた各種広報用チラシを作成し、わかりやすい広報、制度の周知に努める。

窓口来訪者及び資料請求者に対し、申請の手引き書を作成し配布することで、制度に対する理解を高めるとともに加入者サービスの向上に努める。

(7)医療費適正化対策(レセプト点検)の総合的な推進

資格点検の的確な実施

外傷点検の的確な実施

内容点検の効果的な実施及び一部外注の実施

医療費通知の実施

広報の実施

事故防止

(5) 現金給付の審査強化及び適正な給付の推進 【医療費適正化対策】

審査医師の活用、被保険者調査による適正な審査を実施する。

療養費(海外療養費・柔整等)に対する照会を実施し、適正な申請が行われているか調査を実施する。

現金給付の審査体制強化により、不正受給を防止する。不正受給等の疑義があるものに対しては事業所立入検査等を実施し、適正な給付に努める。

(6)債権の発生抑制及び早期回収 【医療費適正化対策】

加入資格を喪失した方からの被保険者証回収強化

債権回収計画の策定による催告状送付、電話、個別訪問督促及び訴訟等法的手続きの積極的な実施により債権回収を強化する。また、状況に応じて顧問弁護士からの催告を実施し、回収体制の強化を図る。

(7)わかりやすい広報の実施

事業所説明会等の機に、わかりやすい広報、制度の周知に努める。

時機に応じた各種広報用チラシを作成し、わかりやすい広報、制度の周知に努める。

窓口来訪者及び資料請求者に対し、申請の手引き書を作成し配布することで、制度に対する理解を高めるとともに加入者サービスの向上に努める。

<p>2 . 健康保険 給付等</p>	<p>(8)震災関連業務 健康保険一部負担金等免除証明書発行 健康保険一部負担金等還付</p> <p>(9)業務システム刷新 ・<u>現システムの業務から新システムによる業務へと遅滞なく移行をおこない、加入者サービスの低下を招かないように努める。</u></p>	<p>(8)医療費適正化対策(レセプト点検)の総合的な推進 【医療費適正化対策】 資格点検の的確な実施 外傷点検の的確な実施 内容点検の効果的な実施 医療費通知の実施 広報の実施 事故防止</p> <p>(9)震災関連業務 健康保険一部負担金等免除証明書発行 健康保険一部負担金等還付</p> <p>(10)業務システム刷新 ・平成 27 年 1 月にサービスイン予定である業務システム刷新について、現システムの業務から新システムによる業務へと遅滞なく移行をおこない、加入者サービスの低下を招かないように努める。</p>
<p>3 . 保健事業</p>	<p>(1)保健事業の総合的かつ効果的な推進 <u>健康づくり推進協議会、データヘルス検討会を開催し、中長期的保健事業を推進する。</u> <u>支部のデータヘルス計画に基づき、PDCA をまわし着実に事業を展開する。</u></p>	<p>(1)保健事業の総合的かつ効果的な推進 「健康づくり推進協議会」で決定した中長期的保健事業のグランドデザインを基に、健診結果の分析や健康課題に応じた保健事業を明確にする。 健診・保健指導のデータを活用し、福島支部の実態に応じた年代別の保健事業を展開する。 特定健診・特定保健指導を多くの加入者に実施するため、自治体や関係団体と積極的に連携をする。</p>

<p>3 . 保健事業</p>	<p>(2)特定健康診査の推進 被保険者(40歳以上)(受診対象者数: <u>220,653人</u>) ・生活習慣病予防健診 実施率: <u>54.8%</u> (実施見込者数: <u>121,000人</u>) ・事業者健診データ 取得率: <u>7.3%</u> (取得見込者数: <u>16,000人</u>) 被扶養者(受診対象者数: <u>68,839人</u>) ・特定健康診査 実施率: <u>21.8%</u> (実施見込者数: <u>15,000人</u>)</p> <p>(3)特定保健指導の推進 被保険者(実施対象者数: <u>28,359人</u>) ・特定保健指導 実施率: <u>22.6%</u> (実施見込者数: <u>6,400人</u>) (内訳) 協会保健師実施分(直営) <u>21.2%</u> (実施見込者数: <u>6,000人</u>) アウトソーシング分(外部委託) <u>1.4%</u> (実施見込者数: <u>400人</u>) 被扶養者(実施対象者数: <u>1,545人</u>) ・特定保健指導 実施率: <u>3.0%</u> (実施見込者数: <u>46人</u>)</p> <p>(4)各種業務の展開 <u>事業主と連携した保健事業の拡大(データヘルス事業)</u> <u>重症化予防対策(データヘルス事業)</u> ・CKDに対する保健指導 ・健診結果に基づく非肥満高血圧重症域者・高血圧・高血糖の未治療者 <u>に対する治療勧奨</u> <u>禁煙支援事業(データヘルス事業)</u> ・加入者の禁煙支援 <u>地方自治体、事業所、関係団体との連携</u> 小学校における「健康教室」</p>	<p>(2)健診 被保険者(40歳以上)(受診対象者数: <u>209,263人</u>) ・生活習慣病予防健診 実施率: <u>55.0%</u> (実施見込者数: <u>115,000人</u>) ・事業者健診データ 取得率: <u>7.5%</u> (取得見込者数: <u>15,694人</u>) 被扶養者(受診対象者数: <u>68,359人</u>) ・特定健康診査 実施率: <u>20.9%</u> (実施見込者数: <u>14,287人</u>)</p> <p>(3)保健指導 被保険者(実施対象者数: <u>27,707人</u>) ・特定保健指導 実施率: <u>14.6%</u> (実施見込者数: <u>4,036人</u>) (内訳) 協会保健師実施分(直営) <u>13.7%</u> (実施見込者数: <u>3,786人</u>) アウトソーシング分(外部委託) <u>0.9%</u> (実施見込者数: <u>250人</u>) 被扶養者(実施対象者数: <u>1,400人</u>) ・特定保健指導 実施率: <u>2.8%</u> (実施見込者数: <u>39人</u>)</p> <p>(4)その他の保健事業 高血圧予防対策 事業所の健康づくり 小学校における「健康教室」の開催 重症化予防対策</p>
---------------------	--	---

<p>3 . 保健事業</p>		<p>(5)自治体や関係団体との連携強化 地方自治体と協働した保健事業の推進</p> <p>(6)受診勧奨対策 特定健診受診勧奨 電子申請促進 特定保健指導の普及 保健指導ツール</p>
<p>4 . 組織運営 及び業務 改革</p>	<p>(1)業務・システム刷新による新事務処理定着 ・<u>新システムへの移行を円滑に実施するとともに、新たな事務処理方式を確実に実施する。</u></p> <p>(2)組織や人事制度の適切な運営 ・支部内の組織や人事制度の適切な運営、運用を図る。</p> <p>(3)人材育成の推進 ・職員研修やOJTによる人材育成</p> <p>(4)業務改革の推進 ・業務課題の改善及びサービスの標準化を行う。</p> <p>(5)経費節減等の推進 ・職員のコスト意識啓発による経費節減及び調達における透明性の確保</p>	<p>(1)業務・システム刷新の推進 ・27年1月のサービスインに向けて業務・システム刷新の準備作業を行い、早期定着を図る。</p> <p>(2)組織や人事制度の適切な運営 ・支部内の組織や人事制度の適切な運営、運用を図る。</p> <p>(3)人材育成の推進 ・職員研修やOJTによる人材育成 ・事業所訪問による人材育成</p> <p>(4)業務改革の推進 ・業務課題の改善及びサービスの標準化を行う。</p> <p>(5)経費節減等の推進 ・職員のコスト意識啓発による経費節減及び調達における透明性の確保</p>

平成27年度 本部及び支部目標指標

サービス関係指標		本部目標	支部目標	参考数値 (平成26年度 支部目標)
サービススタンダードの 遵守	健康保険給付の受付から 振込までの日数の目標の達成率	100%	100%	100%
	健康保険給付の受付から 振込までの日数	10営業日以内	10営業日以内	7営業日以内
保険証の交付	資格情報の取得から 保険証送付までの平均日数	2営業日以内	2営業日以内	2営業日以内
保健事業関係指標		本部目標	支部目標	参考数値 (平成26年度 支部目標)
健診の実施	特定健康診査実施率 (被保険者は生活習慣病予防健診を 対象)	被保険者57.5%	54.8%	55.0%
			121,000人	115,000人
		被扶養者20.2%	21.8%	20.9%
			15,000人	14,287人
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率	被保険者10.6%	7.3%	7.5%
			16,000人	15,694人
保健指導の実施	特定保健指導実施率	被保険者11.7%	22.6%	14.6%
			6,400人	4,036人
		被扶養者2.8%	3.0%	2.8%
			46人	39人
医療費適正化関係指標		本部目標	支部目標	参考数値 (平成26年度 実績)
レセプト点検効果額	加入者1人当たり 診療内容等査定効果額	26年度を上回る	26年度を上回る	99円 (平成26年12月末)
ジェネリック医薬品の 使用促進	ジェネリック医薬品使用割合 (新指標・数量ベース)	26年度を上回る	26年度を上回る	全国平均58.5% 福島支部56.3% (平成26年9月)
加入者・事業主への広報	メールマガジンの登録件数	26年度を上回る	26年度を上回る	1,618件 (平成26年12月)